

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の改定について

本市では、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度により、ダンピング受注による工事や業務成果の品質の低下、下請業者へのしわ寄せ防止の徹底を図っております。

このたび、ダンピング対策の更なる充実を図るため、低入札価格調査制度と最低制限価格制度の対象区分額の引き上げを行います。併せて、コンサルタント業等の委託業務について、国の低入札基準価格の算定式が改定されたことを受け、下記のとおり、最低制限価格の設定基準を改定しましたので、お知らせします。

なお、上記の改定は、令和7年1月1日以降に入札公告等を行う案件から適用することとします。

■低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の対象区分額の改定

1) 低入札価格調査制度の対象工事

【現行】

予定価格（税込み）が5,000万円以上の工事又は総合評価方式を適用する工事

【改定後】

予定価格（税込み）が1億円（建築工事は1億2,000万円）以上の工事又は総合評価方式を適用する工事

2) 最低制限価格の対象工事

【現行】

予定価格（税込み）が130万円以上5,000万円未満の工事で総合評価方式を適用しない工事

【改定後】

予定価格（税込み）が130万円以上1億円（建築工事は1億2,000万円）未満の工事で総合評価方式を適用しない工事

3) 最低制限価格の対象委託業務

予定価格（税込み）が50万円以上のコンサルタント業等

■コンサルタント業等における最低制限価格の設定方法の改定

○ 測量

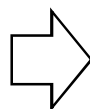
【現行】

○ 範囲

予定価格の6/10～8.2/10

○ 計算式

- ・直接測量費の100%
- ・測量調査費の100%
- ・諸経費の48% の合計



【改定後】

○ 範囲

予定価格の6/10～8.2/10

○ 計算式

- ・直接測量費の100%
- ・測量調査費の100%
- ・諸経費の50% の合計

○ 土木関係建設コンサルタント

【現行】

○範囲

予定価格の6/10～8.0/10

○計算式

- ・直接人件費の100%
- ・直接経費の100%
- ・その他原価の額の90%

（技術経費を基に算定することが適当であるときは技術経費の60%）

- ・一般管理費の48%

（諸経費を基に算定することが適当であるときは、諸経費の60%）の合計



【改定後】

○範囲

予定価格の6/10～8.1/10

○計算式

- ・直接人件費の100%
- ・直接経費の100%
- ・その他原価の額の90%
- ・一般管理費の50% の合計

○建築関係建設コンサルタント

【現行】

○範囲

予定価格の6/10～8.0/10

○計算式

- ・直接人件費の100%
- ・特別経費の100%
- ・技術料等経費の60%
- ・諸経費の60% の合計



【改定後】

○範囲

予定価格の6/10～8.1/10

○計算式

- ・直接人件費の100%
- ・特別経費の100%
- ・技術料等経費の60%
- ・諸経費の60% の合計

○補償関係建設コンサルタント

【現行】

○範囲

予定価格の6/10～8.0/10

○計算式

- ・直接人件費の100%
- ・直接経費の100%
- ・その他原価の額の90%
- ・一般管理費の45% の合計



【改定後】

○範囲

予定価格の6/10～8.1/10

○計算式

- ・直接人件費の100%
- ・直接経費の100%
- ・その他原価の額の90%
- ・一般管理費の50% の合計

○地質調査

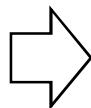
【現行】

○範囲

予定価格の2/3～8.5/10

○計算式

- ・直接調査費の100%
- ・間接調査費の100%
- ・解析等調査業務費の80%
- ・諸経費の48% の合計



【改定後】

○範囲

予定価格の2/3～8.5/10

○計算式

- ・直接調査費の100%
- ・間接調査費の100%
- ・解析等調査業務費の80%
- ・諸経費の50% の合計

※従来どおり計算式により算出した合計額にシステムが無作為に抽出したランダム係数（0.9950～1.0050）を乗じて算出。

※ランダム係数を乗じた後、最低制限価格が予定価格に対する設定割合の範囲外となる場合は、その範囲内の額で設定した後に千円未満切り捨てとする。

【問い合わせ先】

契約検査課審査係電話：029－224－1111 (内線)1551